

トレンド提言

11月3日という日を考える

11月3日が祝日であり、休日であることは、小学生でも知っていることだろう。ではなぜそうなのかと聞かれると正確に答えられる人はどれくらいいるだろうか。この際、休日だ、連休だと、よろこぶだけでなく、祝日（年間13日）とそれに伴う休日の意義を確かめたいものだ。

○戦前（旧憲法下）も祝日・休日だった

戦前、この日は「**明治節**（明治天皇の誕生日）」だった。当時の筆者の経験では休日とはいえ学校（国民学校）へ登校し、式典が行われた。校長先生の式辞と**教育勅語**が恭しく読まれた。その日は授業なし。式典（約1時間）終了で下校した。戦前の祝日には公的施設はもちろん各家庭でも**国旗が掲揚**された。

○文化の日

文化の日は**国民の祝日に関する法律**（1948（昭和23）年制定）に基づくものである。国民の祝日に関する法律は次のとおり定めている。

第一条【意義】 自由と平和を求めてやまない日本国民は、美しい風習を育てつつ、よりよき社会、より豊かな生活を築きあげるために、ここに国民こぞつて祝い、感謝し、又は記念する日を定め、これを「国民の祝日」と名づける。

第二条【内容】 「国民の祝日」を次のように定める。

元 日 一月一日 年の始めを祝う。

成人の日 一月十五日 おとなになったことを自覚し、みずから生き抜こうとする青年を祝いはげます。

建国記念の日 政令で定める日（2月11日） 建国をしのび、国を愛する心を養う。

春分の日 春分日 自然をたたえ、生物をいつくしむ。

みどりの日 四月二十九日 自然に親しむとともにその恩恵に感謝し、豊かな心をはぐくむ。

憲法記念日 五月三日 日本国憲法の施行を記念し、国の成長を期する。

こどもの日 五月五日 こどもの人格を重んじ、こどもの幸福をはかるとともに、母に感謝する。

海の日 七月二十日 海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願う。

敬老の日 九月十五日 多年にわたり社会につくしてきた老人を敬愛し、長寿を祝う。

秋分の日 秋分日 祖先をうやまい、なくなつた人々をしのぶ。

体育の日 十月十日 スポーツにしたしみ、健康な心身をつちかう。

文化の日 十一月三日 **自由と平和を愛し、文化をすすめる。**

勤労感謝の日 十一月二十三日 勤労をたつとび、生産を祝い、国民たがいに感謝しあう。

天皇誕生日 十二月二十三日 天皇の誕生日を祝う。

第三条【休日】 ①「国民の祝日」は、休日とする。

②「国民の祝日」が日曜日にあたるときは、その翌日を休日とする。

③その前日及び翌日が「国民の祝日」である日（日曜日にあたる日及び前項に規定する休日にあたる日を除く。）は、休日とする。

○日本国憲法公布の日

・1946（昭和21）年11月3日公布された

施行されたのは1947（昭和22）年5月3日であり、憲法記念日となっている。

〔日本国憲法制定時の内閣〕

朕は、日本国民の総意に基いて、新日本建設の礎が、定まるに至つたことを、深くよろこび、枢密顧問の諮詢及び帝国憲法第七十三条による帝国議会の議決を経た帝国憲法の改正を裁可し、ここにこれを公布せしめる。

御名御璽

昭和二十一年十一月三日

内閣総理大臣兼

国務大臣 男爵 幣原喜重郎

内務大臣 大村清一

農林大臣 和田博雄

逓信大臣 一松定吉

厚生大臣 河合良成

運輸大臣 平塚常次郎

国務大臣 金森徳次郎

外務大臣 吉田茂

司法大臣 木村篤太郎

文部大臣 田中耕太郎

国務大臣 斎藤隆夫

商工大臣 星島二郎

国務大臣 植原悦二郎

大蔵大臣 石橋湛山

国務大臣 膳桂之助

〔日本国憲法〕

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。

そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想

を深く自覚するのであつて、**平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して**、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いつれの国家も、**自国のことのみに専念して他国を無視してはならない**のであつて、**政治道徳の法則は、普遍的なものであり**、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

・日本国憲法を成立させた国会

この年の4月10日戦後初の衆議院議員総選挙が行われた。各政党の当選者は自由党141、進歩党94、社会党93、協同党14、共産党5、諸派38、無所属81であった。婦人議員は89人立候補して39人当選した。

・新憲法を祝った都民

国民を挙げて新憲法の制定を慶賀した。

日本国憲法が公布されたこの日、宮城前では、新憲法公布記念祝賀都民大会が開催され、10万人が参加した。

新しい憲法は「**国民主権**」「**基本的人権**」「**平和主義（戦争の放棄）**」という三原則を定めた。この憲法は制定以来日本国はもとより国際的にも支持され、日本の戦後社会経済の進展に貢献した**歴史的文化的文化資産**なのである。

国民の実感としては約310万人の犠牲者など戦争の惨禍を悼みながらも、新しい憲法は戦時中の**圧迫、統制から解放**してくれるという期待に満ち溢れていたのだ。

言論、表現、出版等の基本的人権、そして恋する自由も認められたのであった。くらしは貧しかったが、夢を抱き、未来を拓く自由を喜びあった。

何よりも**空襲のない平和な時代の到来**はありがたかった。

・1946年という年はどんな年だったか

「天皇の人間宣言（1月1日）」

天皇が神格化を否定した詔書を出した。内外の批判に抗して天皇制を温存する一つの手段として、GHQ から示唆を受けた幣原首相が起草した。「朕と爾ら国民とのあいだの紐帯は、終始相互の信頼と敬愛とによりてむすばれ、単なる神話と伝統とによりて生ぜるものにあらず」と神格を否定した。マッカーサーは詔書に満足の意を表した。

「物価統制始まる（3月2日）」

物価統制令が施行された。インフレ防止、物価安定の施策で米は買上価格石300円、消費者価格石1,150円、石炭は消費者価格トン150円を基準に、**生計費標準月500円を決め**、これにもとづき賃金も決定した。

「戦後第1回メーデー（5月1日）」

第17回メーデーが宮城前広場で行われた。11年ぶり、戦後第1回のメーデーには50万人が参加した。

「吉田首相の憲法第9条発言（6月26日）」

吉田首相は衆院の憲法審議の中で、「**第9条は自衛権の発動としての戦争も交戦権も放棄したものである**」と言明した。

「経団連発足（8月16日）」

（6月26日）経済団体連合会（経団連）が創立された。石川一郎日産協会長が代表理事となった（23年3月会長）。

「この年の流行歌」

『リンゴの唄』…（サトウハチロー作詞、万城目正作曲、霧島昇・並木路子歌）“赤いりんごに唇よせて…”

『かえり船』…（清水みのる作詞、倉若晴生作曲、田端義夫歌）“波の背に背に揺られて揺れて…”

『悲しき竹笛』…（西条八十作詞、古賀政男作曲、近江俊郎・奈良光枝歌）“ひとり都のたそがれに…”

憲法改正の動きと憲法の重み

このところ現政権は、安倍首相を筆頭に近々憲法改正を国会に提案するという。「自衛隊」を憲法9条に明記するというが、何のため誰のためなのか定かではない。小稿では憲法改正に関する憲法条文を紹介したい。

○第9章 改正

第96条【改正の手續、その公布】

①この憲法の改正は、各議院の総議員の3分の2以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

②憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。

- ・憲法はあらゆる規範の中で最高の規範であるから法律の改正手続きとは異なり厳格である
- ・法律の改正は事情変更により変更できるが、憲法は政治や国際環境の変化、ましてや「70年も改正していないから（安倍首相）」という理由では改正することは予想されていない
- ・憲法を改正するか否かは国民が決めることを確認するとともに、国民は憲法について学習することが求められている
- ・改正手続きは2種定められているが、「特別の国民投票」によることが相応しく、その前提として「改正」理由が国民に詳細に明示されるべきだ

○第10章 最高法規

第97条【基本的人権の本質】

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

- ・基本的人権の尊重は、第11条にも定められているが、重ねて「最高法規」として第10章に掲げられている。それだけわが国の歴史からみると人権の重みがうかがえる

第98条【最高法規・条約及び国際法規の遵守】

①この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

②日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

第99条【憲法尊重擁護の義務】 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

- ・天皇が一貫して憲法を尊重擁護されたことは国民の知るところだ
- ・一方、尊重擁護義務がある国際大臣たる総理大臣自ら改正を提唱することは本条違反と言えるのではないか

○「憲法改正」への動きに対する海外の反応

—マハティール・マレーシア首相の国連総会での一般討論演説後の記者会見—

マレーシアのマハティール首相（92）は9月28日、日本の改憲の動きについて「もし改憲して戦争することを許容するなら大きな後退だ」と警鐘を鳴らした。

また、かねて評価してきた日本の憲法9条について認識を問われ「(改憲は)平和を促すのではなく、問題解決のために戦争を使う他国に加わることになる」と指摘。9条を「日本が戦争することを許さない憲法」と位置づけ、「私たちも追随することを考えている」と述べた。

マハティール首相はかつて「Look east」、つまり日本を見習おうと東南アジア諸国に提唱したことがある。その理由は言うまでもなく、アジア太平洋戦争における日本のアジア諸国に対する侵略戦争を現行の憲法制定において平和主義を大原則として定め、「再び戦争の惨禍を招来しない」、としたからである。

マハティール首相はじめ、アジア諸国は、今日の安倍首相らの憲法（第9条）改正の動きを深刻に受け止めているといえる。